

「新型コロナウイルス」感染拡大に伴う電話受付による契約者貸付特別措置のご案内（更新）

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、および関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。感染拡大の一日も早い収束と、皆さまのご健康を心からお祈り申し上げます。

国内外の新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の停滞などにより、多くの企業で資金需要が高まっています。このニーズへ迅速に対応するため、当社では既に実施中の契約者貸付の利率減免措置に加え、現在、個人契約（個人事業主を含む）に限定している電話受付による契約者貸付の対象に法人契約を追加します。これにより、対面による請求書取付を回避し、感染症拡大の防止も図ります。

1. 追加する取扱条件

特別措置として追加する取扱条件等は下記のとおりです。

なお、個人契約（個人事業主を含む）における取扱条件に変更はございません。

< 1 > 追加対象となる請求

弊社カスタマーセンターにて受け付けた契約者貸付請求（**法人契約**）

< 2 > 追加する取扱範囲

（1）お申出人

契約者本人（法人代表者さま、経理担当者さまなど）

（2）対象契約

法人契約

（3）貸付金額

1証券単位の上限なし

※電話受付での貸付に取扱い上限は設けませんが、契約毎の貸付上限金額は現行どおりです。

（4）貸付金支払先口座

- ・保険料振替口座
- ・契約者名義の口座（保険料振替口座がない場合）

（5）取扱いできない条件

弊社カスタマーセンター以外（代理店、弊社営業店など）への契約者からの電話での貸付申込

(6) 取扱いできない契約

- ・失効中の契約
- ・解約と同時の新契約申込みで解約書類受付け後、新契約成立待ちで保留中の契約
- ・質権、差押、破産契約
- ・保険料未納による併徴請求が出ている契約で、受付日時点で保険料の入金が確認できない契約

2. 取扱い開始日

2020年5月19日(火)以降、弊社カスタマーセンターにて受付分より実施

※終了時期は社会情勢などを鑑み決定します。なお、利率減免措置につきましては9月30日(水)までの貸付受付分となりますのでご注意ください。(受付期間を延長しています)

3. 貸付金支払いスケジュール

電話受付から5営業日以内に保険料振替口座(保険料振替口座登録がない場合は指定口座)に着金するよう対応をおこないます。

但し、社会情勢などにもとづく弊社受付態勢によっては5営業日以上を要する可能性がありますのでご了承ください。

以上